

令和 5 年度 堺市社会福祉法人等指導監査実施方針

1 基本的方針

社会福祉法人（以下「法人」という。）は、社会福祉事業の中心的な担い手であるのみならず、営利企業など他の事業主体では対応が困難な福祉ニーズに対応する公益性の高い非営利法人であるため、法人の公益性・非営利性の徹底などの観点から社会福祉法人制度が見直され、経営組織の強化、事業運営の透明性の向上、地域における公益的な取組の推進などが求められている。

本市では、これらを踏まえ、社会福祉法人制度改革への対応状況の確認に主眼を置いて、指導監査を実施する。

また、社会福祉施設（以下「施設」という。）について、質の高い福祉サービスの提供の確保を目的として、関係法令等に基づき指導監査を実施する。

なお、指導監査については、実地で行うものとし、法人・施設における感染防止対策に配慮しつつ、必要に応じて、マスクの着用、十分な対人距離の確保、最少人数での実施等の対応を図ることとする。

2 実施体制等について

(1) 指導監査体制

健康福祉総務課及び各施設所管課職員

※指導監査の充実を図るため、必要に応じて会計の専門家である公認会計士の資格を有する監査員を加えて実施する。

(2) 指導対象

堺市所管法人及び施設

(3) 実施期間

令和 5 年 7 月～令和 6 年 3 月

3 実施計画

(1) 法人・施設に対する一般監査

ア 法人監査

当該法人の本部運営又は経営する施設及び事業に特に大きな問題が認められる場合を除き、原則 3 年に 1 回実施する。ただし、本来であれば、令和 4 年度に指導監査を実施する予定であったにもかかわらず、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を理由に実施できていない法人を優先して実地指導監査を実施する。

イ 施設監査

(ア) 保護施設、障害者支援施設及び老人福祉施設は、原則 3 年に 1 回実地指導監査を実施する。

(イ) 児童福祉施設（幼保連携型認定こども園を除く。）は、原則毎年実地指導監査を実施する。

(ウ) 幼保連携型認定こども園は、原則毎年実地指導監査を実施する。ただし、次の要件の全てを満たしていると認める場合は、実地指導監査を2年に1回とする。なお、新たに開設した施設（幼保連携型認定こども園への移行を含む。）については、開設年度及び次年度において、実地指導監査を行うものとする。

a 前年度に実地指導監査を行い、運営に大きな問題が認められないこと。

b 前年度の運営に係る会計について公認会計士又は監査法人の外部監査を受け、外部監査費加算を認定されている場合で、当該外部監査で軽微とは認められない指摘を受けていないこと。

c その他、実地による指導監査の必要が認められないこと。

(エ) (ア) から (ウ) の実施周期にかかわらず、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を理由に前回の指導監査以降、長期間にわたって指導監査が未実施である施設又は過去の指導監査結果等を踏まえ、実地での確認を要する施設を優先して実施する。

(2) 新設の法人及び施設に対する初期指導の実施

新設の法人及び施設については、適正な運営に資するために、原則として、早期に初期指導を実施する。

(3) 他自治体等と相互に連携した指導監査の実施について

本市所管の法人が経営する施設等が所在する他自治体及び本市に所在する施設を経営する法人を所管する他自治体については、平素から緊密な情報交換を図る等、連携するよう努める。

(4) 利用者、家族等及び業者からの聴取の実施について

利用者の権利擁護が図られ、適切な支援が行われているかを確認するために必要があると認められる場合は、利用者及び家族等からも事情聴取を実施する。

また、不適正な会計処理が懸念される場合には、関係業者等からの事情聴取も実施する。

(5) 随時指導監査の実施について

法人若しくは施設の運営等に問題が発生した場合、又は利用者等の関係者からの通報や苦情、現況報告書の確認の結果等により問題が生じているおそれがあると認められる場合は、随時指導監査を実施する。

(6) 特別監査の実施について

運営等に重大な問題や不祥事が発生した法人又は施設及び指導しているにもかかわらず、正当な理由なく改善しない法人又は施設に対し、随時実施する。

4 指導監査の重点事項

(1) 適正な法人運営の確保

ア 役員・評議員の選任手続は適正か。

イ 理事会・評議員会の招集手続が適正に行われているか。

ウ 理事会・評議員会において決議が必要な事項について、決議が行われているか。

エ 理事会・評議員会の議事録が適正に作成されているか。

オ 社会福祉法人の関係者に対して特別の利益を与えていないか。

(2) 適正な会計管理の確保

- ア 経理規程が遵守されているか。
- イ 社会福祉法人会計基準に基づく会計処理が適正に行われているか。
- ウ 会計処理に当たり内部牽制体制が確立されているか。
- エ 計算書類、附属明細書及び財産目録は適正に作成されているか。
- オ 現金等の管理が適正に行われているか。

(3) 適正な施設・事業運営の確保

- ア 各種規程と実態が整合しているか。
- イ 虐待防止及び身体拘束の廃止が適切に行われているか。
- ウ 感染症及び食中毒等の予防対策が適切に行われているか。
- エ 実効性のある防災対策が行われているか。

5 改善状況の確認

指導監査の結果、法人及び施設に対し文書により改善指導を行った事項については、改善状況が確認できる挙証資料の添付を義務付け、その内容を精査した上で、改善等が確認できない場合は、必要に応じて追加資料等の提出や理事長又は施設長等からの説明等を求めるなど、改善・是正措置の徹底を図ることとする。